



令和6年度から 瑞穂第四小学校に 特別支援学級(自閉症・情緒障がい)を開設します

瑞穂町教育委員会

瑞穂町の子どもたち一人ひとりの教育的ニーズに応え、能力や可能性を最大限に伸ばすことができるよう、令和6年度から特別支援学級(自閉症・情緒障がい)を瑞穂第四小学校に開設します。



自閉症・情緒障がい特別支援学級とは

知的発達の遅れがなく、自閉症や情緒障がいなどにより、通常の学級や特別支援教室での指導では十分な効果を得ることが難しい児童への支援の充実を図るための学級です。
(特別支援学級の在籍児童となります。)

小集団の中で、各教科の指導のほか、個々の特性や状態に応じた集団適応や対人関係の安定を図り、コミュニケーション能力育成のための自立活動の指導を行います。

困難さや苦手さを主体的に軽減・克服するために必要な知識、習慣などを養うことで、進級や中学校への進学を機に、通常の学級に学びの場を移すことを目標としています。

町ホームページ



【問い合わせ先】 瑞穂町教育委員会 教育指導課 指導係
電話：042-557-6694 (直通)

自閉症・情緒障がい特別支援学級の対象児童は

次の（１）～（３）の基準全てに該当する児童が対象です。

- （１）瑞穂町立小学校に在籍している児童
- （２）全般的な知的発達が遅れがなく、以下の①または②に該当する児童
 - ①自閉症またはそれに類する障がいで、他人との意思疎通及び対人関係の形成が困難
 - ②主として心理的な要因による選択性かん黙等があり、社会生活への適応が困難
- （３）特別支援教室における指導を受けたことがあり、巡回指導ではなく、特別支援学級在籍による指導が望ましいと判断された児童

※開設初年度の令和６年度は、町立小学校へ通う第３学年以上のお子さまを対象とします。

自閉症・情緒障がい特別支援学級での学習内容は

①各教科

知的発達の遅れがない児童を対象とするため、各教科で学習する内容については、通常の学級に準ずる内容で行います。

②自立活動

自閉症・情緒障がいなどによる学習上または生活上の困難さや苦手さを軽減・克服し、自立した社会参加への資質を養うための指導を行います。

「自立活動」の時間は、各教科の授業時数や学習内容を一部減らして実施します。

※通常の学級に学びの場を移すことを目標とするためには、学校での指導・支援だけでなく、ご家族の協力が必要となります。

教育相談室や医療機関などと継続的に相談を行い、支援に向けて連携しましょう。

自閉症・情緒障がい特別支援学級に入級（転学）するには

瑞穂町教育委員会との転学相談を実施する必要があります。

医師の診察記録や知能・心理検査の結果、在籍する学級での様子などを含め、お子さまの実態から、入級（転学）が適切であるかを就学支援委員会が総合的に判断します。

入級（転学）は、原則として新年度４月からです。

転学相談には、多くの時間が必要となりますので、早めにご相談ください。

令和６年度の入級（転学）に向けた相談を受け付けています。

入級（転学）をご希望する場合は、在籍校とご相談の上、瑞穂町教育委員会へご連絡ください。

教育指導課 指導係（電話：０４２－５５７－６６９４）